

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和3年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

（歳入）		
	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	447,305 千円
（歳出）		
	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	447,305 千円

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者総合支援費	1,133,587	812,569			89,568	231,450
	乳幼児・児童医療費	86,413	14,457			20,076	51,880
	保育所運営費	358,970	878		41,805	88,248	228,039
	計	1,578,970	827,904		121,813	197,892	511,369
社会保険	国民健康保険会計繰出金	356,610	160,642		17	54,672	141,279
	介護保険会計繰出金	653,645	56,764			166,537	430,344
	計	1,010,255	217,406		17	221,209	571,623
保健衛生	予防費	81,187	522			22,507	58,158
	妊婦・乳児健康診査	21,422	1,003			5,697	14,722
	計	102,609	1,525			28,204	72,880
合計		2,691,834	1,046,835		121,830	447,305	1,155,872